

令和5年度第3回宇治市農業振興協議会 会議録

○開催日時：令和6年3月5日（火）午前10時～午前11時30分

○会場：宇治市役所 8階大会議室

○出席者：14名（4名欠席）

○傍聴者：0名

○報道関係者：1名

<次第>

1. 副会長の選出
2. 報告事項1 令和5年度農林茶業課関係事業について
3. 報告事項2 令和6年度農林茶業課関係予算（案）の概要について
4. その他

過半数の委員の出席により会議が成立

【会議内容】

1. 副会長の選出

前任の副会長が退任されたことに伴い、副会長の選出を行った。

委員より副会長に中林和夫氏の推薦があり、他の委員から異議はなく、決定

2. 報告事項1 令和5年度農林茶業課関係事業について

事務局（宇治市）より事業概要を説明

委員による協議、事務局との質疑応答

3. 報告事項2 令和6年度農林茶業課関係予算（案）の概要について

事務局より予算の概要を説明

委員による協議、事務局との質疑応答

4. その他

事務局より産業立地予定についての進捗報告

【質疑応答】

報告事項1

○新規就農者確保事業について

委員：新規就農者について、150万円/年の補助を受けて就農するが、補助期間が経過したらリタイアする（農業を辞めてしまう）方が多いという話をあちこち（他市）でよく耳にする。宇治市ではそのあたりの定着率はどうなっているか。

事務局：宇治市の方で補助を受けて新規就農した方で農業を辞めたという話は聞いていない。

委員：承知した。今後も新規就農者が継続していけるようにフォローをお願いしたい。

委員：雇われて農業従事を5～10年程度している方が新しく独立して経営者になる場合にも、この新規就農者確保事業に該当するのか。

事務局：詳細は確認が必要だが、経営開始日の判断として、「農地の取得」、「主要な資産の取得」、「本人名義の取引開始」のうち、最も早い時期で判断するため、雇用者として農業従事している中でその条件に該当していなければ対象となる可能性がある。具体的には京都府にも相談の上、個別に確認しながら進めていくので、またご相談いただきたい。

委員：また該当者に情報提供する。

○農地中間管理事業について

委員：農地のマッチングに関して何か金銭的な補助はあるのか。

事務局：市としては、農地のマッチングに補助制度は設けていない。

委員：農地のマッチングに関してどれくらいのスピード感で可能なのか。

事務局：農地中間管理機構を通じて、貸し手、借り手が手続きを行うことになるため、その期間がどれだけかかるかにもよるが、一般的には事務手続きに最短で二か月半程度かかることが多い。

報告事項 2

○令和6年度農林茶業課関係予算（案）について

委員：新規事業を中心に説明いただいたが、従来分はすべて据置（継続）ということによいか。

事務局：令和5年度の事業について、基本的には継続していく予定だが、一部、肥料高騰対策の事業については、国の制度に上乗せして令和4年度から5年度に繰り越して執行を予定していた事業であるので、令和6年度の当初予算には計上していない。

委員：承知した。

以上